

## 新制度移行幼稚園 主な指摘事項

	指摘事項	改善内容
運営規程・ 重要事項説明書	規程すべき項目に不足があった。	【運営規程（園則）】に、以下の項目を漏れなく規定してください。 ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務内容 ④特定教育・保育等の提供を行う日（1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。）及び時間並びに提供を行わない日 ⑤保護者から支払を受ける費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥区分ごとの利用定員 ⑦利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（選考方法を含む） ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他の重要事項
	保護者に対し、利用申込者の選択に資する重要事項を記載した文書（重要事項説明書等）を交付して説明を行い、同意を得ていることが確認できなかった。	保護者が重要事項説明書等の交付を受け、同意を得ていることが確認できるように、重要事項説明書等に保護者の確認欄を設ける又は同意を得たことを記録する等、適切に対応してください。
	重要事項の掲示を行っていませんでした。	施設の見やすい場所に、重要事項を掲示してください。
利用者負担額等の受領	特定負担額の徴収（上乗せ徴収）を行う場合に保護者から文書による同意を得ていなかった。	特定負担額の徴収（上乗せ徴収）を行う場合、あらかじめ、当該金銭の用途、額及び金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得る必要があります。